

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第90号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 道路の構造の技術的基準（第4条—<u>第45条</u>）</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第45条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 道路の構造の技術的基準（第4条—<u>第45条の2</u>）</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第45条 [略]</p> <p><u>（歩行者利便増進道路）</u></p> <p><u>第45条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p>

(歩道等)

第47条 新設特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路をいう。以下同じ。）（自転車歩行者道を設ける新設特定道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

2 [略]

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路（以下「新設特定道路」という。）を除く。）は、第4章に定める基準に適合する構造とするものとする。

(歩道等)

第47条 新設特定道路（自転車歩行者道を設ける新設特定道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。